◆レンタルボックスキャビン出店規約および出店申込書◆

出店規約(以下、「本規約」という)は、レンタルボックスキャビン（以下、「キャビン」）が運営するブース型フリーマーケットにおいて、出店者が守るべき事項を定めたものであり、出店する場合は本規約に同意したものとみなす。以下、購入する者を「購入者」という。

1. 出店者は所定の申込み用紙に必要事項を記入の上、運転免許証などの身元証のコピーをキャビンに提出することで出店の申込みを行うこととする。 、身元証のコピーについては契約解除後でも返却は行われない。
2. 商品の販売価格はキャビンの同意の元、出店者が設定するものとする。また、値札の価格表示は税込価格表示とする。
3. 商品販売価格の15%を販売代行手数料としてキャビンが徴収し、残りの85%を出店者が受け取る。
4. 出店者が売上金の振込みを希望する場合、振込手数料は売上金より差引かれるものとする。
5. ブースの出店期間は1ヶ月単位とし、ブースの出店料は、申込時に1ヵ月分の使用料を現金で支払うこととする。
6. 出店を継続する場合は、出店終了予定日の1週間前までに申し出ることとする。申し出がない場合、継続する意思が無いものと判断する。
7. 商品の補充については出店者が行うものとする。商品の搬入、入替、撤去等は営業時間内に行うこととする。
8. 出店者はキャビンが販売に同意しないもの、および次に該当するものは商品として出品できない。
   販売・所持が法律で禁じられているもの、工業所有権（特許・実用新案・意匠・商標）医薬品類、著作権に関わるもの、腐敗物、危険物、ブランド品の偽物（コピー商品）、転売を禁じられているソフトウエア等
9. 出品商品の管理についてキャビンは注意を払うが、出店者も万引き・盗難・破損等の対策には十分に工夫するものとする。万が一、万引き・盗難・破損等が発生した場合、キャビンは一切責任を負わず補償も行わないこととする。
10. 申込み用紙に虚偽の内容が確認された場合、出店料の支払後であってもキャビンは出店者登録を無効とすることができる。この場合、出店料の返金は行われない。
11. 出店期間の途中で出店を解約する場合、解約当月の出店料金の返金はその一部であっても一切行われない。
12. 出店料は、出店期間中に完済するものとする。完済されない場合、発生した売上金は完済の確認が出来るまで、出店者に支払われないものとする。
13. 出店期間終了日までに商品の撤去が行われない場合、撤去されない商品は出展者への通知なしに無償でキャビンの所有物になることとする。
14. 商品の撤去は、出店者が責任を持って行うものとする。残っている商品があった場合、商品は出展者への通知なしに無償でキャビンの所有物となる。
15. 出店者がブースを破損させた場合、キャビンに修理代（実費）を支払うこととする。
16. ブースに入らない商品（写真による出品）については、レジで売上処理をした後、商品の受け渡しを出店者と購入者で直接行う。その際に問題が発生した場合は当事者間で解決することとし、キャビンに対して異議申し立てを一切行わないこととする。
17. 商品の欠陥等が原因で、購入者からクレーム請求を受けた場合は、出店者が責任を持って購入者と対応し解決することとする。
18. 委託販売した商品に不備・偽りがあるとキャビンが認め、購入者が商品をキャビンに返品した場合、出店者はその商品の売上代金をキャビンに返金しなければならない。
19. 出店開始後であっても本規約に従っていないとキャビンが判断した場合は、キャビンは直ちに出店契約を解除し出店者にブースを返却させることができる。この場合、出店料の返金は行わないものとする。また出店者はキャビンに対し異議申し立てを一切行わないこととする。
20. キャビンは以下の場合、出店者への事前の通知なしに本サービスの運営を停止でき、その結果発生した損害についても責任を負わないものとする。
    (1) 定期保守及び緊急保守が必要な場合
    (2) 自然災害・火災・停電・第三者による妨害行為などにより、運営が困難になった場合
    (3) その他、やむを得ず運営を停止する必要があるとキャビンが判断した場合
21. 本規約は出店者への通知なしに変更できるものとする。なお本規約を変更した場合、全ての事項は変更後の規約に順ずる。
22. 本規約に記載のない事項については、出店者、キャビンの双方が誠意をもって協議し定めるものとする。

上記規約の内容を確認の上、承諾し申込みします。　　平成　　年　　月　　日

BOX番号　紫 黄 桃 青 ー　　氏　名　　印

住 所　　TEL

E-mail　　出店開始日　H　.　.

BOX 代金							
入金日							